

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)

2

前項の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなして同法の規定を適用することとされる独立行政法人水産大学校及び独立行政法人水産総合研究センターの職員のうち、同法第十九条に規定する船員組合員である者については、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及び雇用保険法の規定を適用する。(食品安全基本法の一部改正)

第二十七条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、第十九条第一項を、「第十八条第一項」に、第二十一条第一項、独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第九十六号)第十二条第一項を、「第十三条第一項」に、第十四条第一項を、「第十五条第一項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、第十三条第一項第一号から第三号までを「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」に改め、同表の作成者の欄中、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号イを次のように改める。
イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
第十三条第五号中二及びホを削り、へを二とす。

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
農林水産大臣 中川 昭一

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十八年三月三十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第二十七号

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律
独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)を役員及び職員(第六―第十条)」に、「第十条―第十二条」を「第十一条―第十三条」に、「第十三条―第十四条」を「第十四条―第十五条」に改める。

第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十四条第二号中、「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二号中、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に關して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条の規定に違反して秘密(前項に規定するものを除く)を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条を削る。
第四章中第十二条を第十三条とする。
第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。
第九條 情報・研修館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。
(役員及び職員(的地位))

第十條 情報・研修館の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)
第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下、「施行日」という。)において、引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下、「施行日後の情報・研修館」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後

の情報・研修館の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の情報・研修館は、前項の規定の適用を受けた施行日後の情報・研修館の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下、「施行日前の情報・研修館」という。)に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の情報・研修館の職員となり、かつ、引き続き施行日後の情報・研修館の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の在職期間の計算については、その者の施行日後の在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の情報・研修館を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の情報・研修館は、施行日の前日に施行日前の情報・研修館の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き施行日後の情報・研修館の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の情報・研修館を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の情報・研修館の職員として在職したものとしたりは、国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものとする。同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。